

発議第2号

国民健康保険制度に関する意見書

上記の議案を下記のとおり提出する。

平成31年3月20日

提出者

望月賢一郎 杉本 護 寺尾 昭 鈴木節子 内田隆典

国民健康保険制度に関する意見書

国民健康保険料の滞納は、全加入世帯の15%を超える289万世帯に上るなど、高すぎる国民健康保険料が国民生活を脅かしている。高過ぎる国保料は、住民の暮らしを苦しめているだけでなく、滞納と受診抑制を生み、それが更なる国保料値上げとなる悪循環をもたらし、国保制度の根幹が揺らぐ事態となっている。

全国知事会、全国市長会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保が他の医療保険より保険料が高く、負担が限界になっていることを、「国保の構造問題」だと指摘し、国保を持続可能とするためには、「被用者保険との格差を縮小するよう、抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。

この間、国保に対する国庫負担削減による国の責任後退と国保の加入者の貧困化・高齢化・重症化が進む中、国保料の高騰が続いている。国保の構造的危機を打開するためには、国庫負担を増やす以外に道はない。

さらに、国保料が他の健康保険と比べ著しく高額となる要因として、国保にしかない均等割、平等割という保険料算定がある。全国で均等割、平等割として徴収されている保険料は、およそ1兆円である。公費を1兆円投入すれば、重過ぎる国保料を引下げ、所得に応じた国保料への改革を進めることができる。

よって、政府に対して、高過ぎる国保料を引下げ、国民の医療保険制度を守るために、下記の事項を強く求める。

記

- 1 国が国民健康保険に対し、1兆円規模の公費負担増を行うこと。
- 2 保険料算定における均等割を廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

〔提出先：衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣 宛〕